

人事院会議議事録

会議日

令和4年11月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (給与局)
三浦給与第二課長、琴企画調整官

議題

公正取引委員会、内閣府及び厚生労働省における緊急増員に係る職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「公正取引委員会、内閣府及び厚生労働省における緊急増員に係る職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

公正取引委員会、内閣府及び厚生労働省における緊急増員に係る 職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和4年11月24日
給 与 局

1. 制度の概要

一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項では、内閣総理大臣が職務の級の定数を設定・改定するに当たっては、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見を聴いて、これを十分に尊重することが定められている。

このため、年度途中において増員（以下「緊急増員」）が行われる場合も、当該ポストの級格付（※）について、人事院として意見の申出を行う必要がある。

※ 緊急増員（新設官職）に伴う級格付は、機構・定員審査と一体的に内閣人事局で案が作成され、それに対して職員の適正な勤務条件の確保の観点から人事院の意見を述べる形となっている。

2. 緊急増員の概要

本年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、賃上げの促進に関して、「非正規雇用労働者の待遇の抜本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底する」とされているほか、この「賃上げの促進と併せて、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を進める」とされている。その上で、「公正取引委員会等の執行体制を強化する」、「転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する」、「独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う」などとされている。

そこで、以下のとおり、公正取引委員会、内閣府沖縄総合事務局（総務部公正取引室）及び厚生労働省（労働基準監督署）において緊急増員が予定されている。

① 公正取引委員会及び内閣府沖縄総合事務局における緊急増員

中小企業等が価格転嫁しやすい環境が実現できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種に対して、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査や、問題となる事案に対する厳正な執行を行うため、公正取引委員会において52名の増員（うち2名は振替）が、内閣府沖縄総合事務局において1名の増員がそれぞれ行われることとなっている。

【公正取引委員会】

<事務総局本局>

- ・ 課長（行政職（一）8級）1
- ・ 室長（行政職（一）7級）1
- ・ 専門職（行政職（一）6級）1

- ・ 専門職（行政職（一）5級）14
- ・ 専門職（行政職（一）4級）1
- ・ 専門職（行政職（一）3級）24

※ これに伴い、室長2（行政職（一）8級1、7級1）を廃止

<地方事務所>

- ・ 専門職（行政職（一）4級）3
- ・ 専門職（行政職（一）2級）7

【内閣府沖縄総合事務局】

- ・ 専門職（行政職（一）3級）1

② 厚生労働省(労働基準監督署)における緊急増員

労働基準監督官が事業場に監督指導等を実施する際に、賞与や各種手当の有無及びそれらの待遇についての正社員と有期雇用労働者等との差の有無等を確認するなど、同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）の前提となる事実関係の確認を行うため、労働基準監督署において、労働基準監督官（行政職（一）1級）52名の増員が行われることとなっている。

3. 人事院としての対応

緊急増員されるポストの級格付については、本年9月1日の人事院会議でご了承いただいた令和5年度級別定数改定等の考え方のうち「新設官職に係る定数等の設定の考え方」（※）と同様の考え方に基づいて対応することとなる。

内閣人事局から示された案は、この考え方に沿って調整された結果が反映されたものとなっており、職員の適正な勤務条件確保の観点から問題ないと考えられることから、こうした内容を盛り込んだ人事院の意見の申出を内閣総理大臣に対して行うこととしたい。

※ 新設官職に係る定数等の設定について（令和4年9月1日院議資料（抄））

新設官職に係る定数等の設定に当たっては、人事院規則9-8の標準職務表を基準とし、機構の新設や増員分は同一職名の最下級（例：本省課長級ポスト新設の場合は行政職俸給表（一）8級、本省準課長級ポスト新設の場合は行（一）7級など）、振替分は振替元官職と同等級に格付けすることが基本となる。

指定職及び上位級については、内閣人事局から提示される格付け案について、上記の方針を踏まえつつ、個別に判断することとしたい。

また、中下位級についても、上記の方針に沿って格付けを行うこととなるが、中下位級の場合は職員の処遇の要素がより強いいため、既設官職を含む職員全体の昇格ペース等に配慮して適正な勤務条件が確保されるよう（内閣官房などのように新設される課長補佐級ポスト（原則行（一）5級）に、他府省の行（一）6級の職員を就任させる場合など）、各府省の要望を踏まえつつ、内閣人事局と必要な調整を行うこととしたい。

以 上

(案)

令和4年11月〇日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

人事院総裁 川本裕子

内閣府、公正取引委員会及び厚生労働省における緊急増員に係る職務
の級の定数の設定に関する意見の申出

人事院は、内閣府、公正取引委員会及び厚生労働省における緊急増員に関し、令和4年11月15日付け「中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化及び同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制の強化に伴う職務の級の定数の設定・改定について（閣人行第120号）」を踏まえ、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討を行った結果、令和4年4月1日閣人行第57—3号（職務の級の定数の設定及び改定結果について（通知））の別表1に定める職務の級の定数の設定については別紙1のとおり、令和4年4月1日閣人行第57—5号（職務の級の定数の設定及び改定結果について（通知））の別表1に定める職務の級の定数の設定については別紙2のとおり、令和4年4月1日閣人行第57—26号（職務の級の定数の設定及び改定結果について（通知））の別表1に定める職務の級の定数の設定については別紙3のとおりとするよう、一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項の規定に基づき意見を申し出ます。この意見は閣人行第120号に掲げる案に沿ったものとなっています。

府省 内閣府（内閣本府等）

会計 一般会計

組織	項	俸給表	職名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項			
				級 総数															
内閣本府	内閣本府共通費	行政職俸給表（一）		(8) 1,020		(3) 21	41	54	66	(5) 204	187	75	281	55	36				
			監 察 官	1				1											
			課 長	(3) 65		(3) 19	36	10										8級：4月1日から※1の前日までは9	
			室 長	44				34	10										
			課 長 補 佐	297							39	130	128					6級：4月1日から※1の前日までは126 5級：4月1日から※1の前日までは124	
			係 長	212										35	177			4級：4月1日から※1の前日までは33 3級：4月1日から※1の前日までは170	
			主 任	3												3			
			専 門 職	(5) 163							10	(5) 31	33	21	68				
			審議会等事務局次長	2		1	1												
			同 課 長	12			3	6	3										
			同 課 長 補 佐	40								26	14						
			同 係 長	18										4	14				
			同 専 門 職	39							1	6	11	11	10				
			迎賓館次長	1		1													
			同 事 務 所 長	1				1											
			同 課 長	5			1	2	2										
			同 課 長 補 佐	7							1	5	1						
同 係 長	15										4	11							
同 専 門 職	7									6		1							

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
			一 般 職 員	88										52	36	1級：4月1日から※1の前日までは51、※1から9月30日までは58		
		行政職俸給表（二）		59							4	8	36	11	-			
			技 能 労 務 職 員	59								4	8	36	11			
		医療職俸給表（一）		1							-	-	-	1	-			
			医 師	1											1			
		専門スタッフ職俸給表		12									1	10	1	-		
			専 門 職	12									1	10	1			
		指定職俸給表		(2)														
				39														
			事 務 次 官	1														
			内閣府審議官	2														
			官房長、局長	4														
			政策統括官	7														4月1日から※1の前日までは6
			独立公文書監 管 理	1														
			政策立案官 総 括 審 議	1														
			審 議 官	(2)														4月1日から※1の前日までは17
				18														
			室 長	1														
			審議会等事務 局 長	3														
			迎 賓 館 長	1														
経済社会総 合研究所	行政職俸給表（一）		104			1	4	2	8	12	29	3	34	11	-			
		部 長	5			1	4											
		課 長	12					2	8	2								
		課 長 補 佐	18							9	9							
		係 長	4										4					

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
			専 門 職	62						1	20	3	30	8			
			一 般 職 員	3											3		
		研究職俸給表			24						-	10	1	3	10	-	
		部長等研究員			14							10	1	3			
		研 究 員			10										10		
		専門スタッフ職俸給表			1									-	1	-	-
		専 門 職			1										1		
		指定職俸給表			10												
		所 長			1												
		次 長			1												
総括政策研究官			8														
地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	行政職俸給表（一）		6		-	-	-	-	2	3	-	1	-	-		
		課 長 補 佐		5						2	3						
		係 長		1										1			
		指定職俸給表		1													
		事 務 局 長		1													
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	行政職俸給表（一）		1		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
		課 長 補 佐		1						1							
		指定職俸給表		1													
		事 務 局 長		1													
科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	行政職俸給表（一）		58		1	3	4	3	13	27	-	6	1	-		
		課 長		5		1	3	1									
		室 長		5				3	2								
		課 長 補 佐		41					1	13	27						
		係 長		6										6			

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
			一 般 職 員	1										1			
		指定職俸給表			5												
			事 務 局 長	1													
			統 括 官	1													
			審 議 官	3													
健康・医療 戦略推進事務局	健康・医療 戦略推進事務局	行政職俸給表（一）			1		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
			課 長 補 佐	1							1						
		指定職俸給表			1												
			事 務 局 長	1													
宇宙開発戦 略推進事務局	宇宙開発戦 略推進事務局	行政職俸給表（一）			16		-	1	2	-	8	5	-	-	-	-	
			課 長	1			1										
			室 長	2				2									
			課 長 補 佐	13							8	5					
		指定職俸給表			1												
	事 務 局 長	1															
北方対策本 部	北方対策本 部	行政職俸給表（一）			11		-	1	1	1	1	3	-	4	-	-	
			参 事 官	1			1										
			参 事 官 補 佐	4					1	1	2						
			係 長	3										3			
			調 査 官	1				1									
			専 門 職	2								1		1			
		指定職俸給表			1												
	審 議 官	1															
子ども・子 育て本部	子ども・子 育て本部	行政職俸給表（一）			24		-	-	2	3	4	8	4	3	-	-	
			室 長	2				2									

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
			課 長 補 佐	11					1	4	6							
			係 長	7									4	3				
			専 門 職	4						2		2						
		指定職俸給表			2													
		統 括 官			1													
		審 議 官			1													
総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	行政職俸給表（一）			3		-	-	-	-	2	1	-	-	-	-		
		課 長 補 佐			3						2	1						
		指定職俸給表			1													
		事 務 局 長			1													
国際平和協力本部	国際平和協力本部	行政職俸給表（一）			21		-	1	2	1	4	3	6	4	-	-		
		参 事 官			2			1	1									
		参 事 官 補 佐			7					1	4	2						
		係 長			7								3	4				
		調 査 官			1				1									
		専 門 職			4							1	3					
		指定職俸給表			2													
		事 務 局 長			1													
事 務 局 次 長			1															
日本学術会議	日本学術会議	行政職俸給表（一）			46		-	1	4	2	4	1	13	16	5	-		
		課 長			5			1	4									
		課 長 補 佐			7					2	4	1						
		係 長			11								7	4				
		専 門 職			18								6	12				
		一 般 職 員			5											5		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項	
		行政職俸給表（二）		1							-	1	-	-	-		
		技能労務職員		1									1				
		専門スタッフ職俸給表		1									-	1	-	-	
		専 門 職		1										1			
		指定職俸給表		2													
		事 務 局 長		1													
		事 務 局 次 長		1													
官民人材交 流センター	官民人材交 流センター	行政職俸給表（一）		15		-	-	2	1	5	4	2	1	-	-		
		課 長		1			1										
		課 長 補 佐		4							1	3					
		係 長		2									1	1			
		専 門 職		8			1	1	4	1	1	1					
		指定職俸給表		2													
		副センター長		1													
審 議 官		1															
沖縄総合事 務局	沖縄総合事 務局	行政職俸給表（一）		584		1	3	5	19	52	122	181	172	19	10		
		次 長		1		1											
		部 長		6		3	3										
		課 長		52					13	35	4						
		課 長 補 佐		77							50	27					
		係 長		182									64	118			4 級：4月1日から9月30日までは63
		専 門 職		196			2	5	15	56	69	40	9				5 級：4月1日から6月30日までは55 3 級：4月1日から※2の前日までは39
		事 務 所 長		9					1	2	6						
		事 務 所 首 席 専 門 官		5							4	1					
		同 専 門 職		45								2	20	14	9		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
			一 般 職 員	11										1	10		
		専門行政職俸給表			6				-	-	-	1	2	1	2	-	
			海 事 技 術 専 門 官	4									1	1	2		
			海 技 試 験 官	2								1	1				
		指定職俸給表			2												
			局 長	1													
			次 長	1													
	沖縄治水事業 工事諸費	行政職俸給表（一）			282		-	-	1	7	13	46	80	105	29	1	
	沖縄道路整備 事業工事諸費	課 長 補 佐			6							3	3				
	沖縄港湾空港 整備事業工事 諸費	係 長			18								1	17			
		専 門 職			15					2		7	4	2			
	沖縄道路環境 整備事業工事 諸費	事 務 所 長			10				1	5	4						
		事 務 所 次 長			13						9	4					
	沖縄国営公園 事業工事諸費	同 課 長			55							26	29				
	沖縄農業農村 整備事業工事 諸費	同 係 長			98									75	23		
		同 支 所 ・ 出 張 所 長			14							4	10				
		同支所・出張所 係 長			13									7	6		
		同 専 門 職			39								2	33	4		
				一 般 職 員	1											1	

備考

1 内閣本府/内閣本府共通費の欄関係

- (1) 「内閣本府共通費」の項には、食品安全委員会事務局、公益認定等委員会事務局、再就職等監視委員会事務局、消費者委員会事務局及び迎賓館を含む。
- (2) ()の数字は、内閣府本府の定数管理の柔軟化措置のための人員（内数）であり、その設定されている職名においてのみ用いることができる。
- (3) 行政職俸給表(一)の「課長」には、参事官、厚生管理官及び審査官を、「室長」には、企画官、調査官、防災情報通信システム官及び積極措置政策調整官を、「審議会等事務局課長」には、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、公益認定等委員会事務局企画官、同審査監督官、再就職等監視委員会事務局参事官、消費者委員会事務局参事官及び同企画官を含む。
- (4) 指定職俸給表の適用を受ける「審議官」又は「審議会等事務局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。

2 内閣本府/経済社会総合研究所の欄関係

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
																<p>(1) 行政職俸給表(一)の「部長」には、経済研修所総務部長を、「課長」には、研究交流官及び経済研修所研修企画官を含む。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「総括政策研究官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。</p>
	3															<p>科学技術・イノベーション推進事務局/科学技術・イノベーション推進事務局の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の「課長」とは、参事官をいい、「室長」とは、企画官及び管理審査官をいう。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	4															<p>宇宙開発戦略推進事務局/宇宙開発戦略推進事務局の欄関係</p> <p>行政職俸給表(一)の「課長」とは、参事官をいい、「室長」とは、企画官をいう。</p>
	5															<p>北方対策本部/北方対策本部の欄関係</p> <p>指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	6															<p>子ども・子育て本部/子ども・子育て本部の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の「室長」とは、企画官をいう。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	7															<p>国際平和協力本部/国際平和協力本部の欄関係</p> <p>指定職俸給表の適用を受ける「事務局次長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	8															<p>日本学術会議/日本学術会議の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の「課長」には、参事官を含む。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「事務局次長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	9															<p>官民人材交流センター/官民人材交流センターの欄関係</p> <p>指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	10															<p>沖縄総合事務局/沖縄総合事務局の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の「事務所長」には、財務出張所長及び農林水産センター長を含む。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「次長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。</p>
	11															<p>補足事項の※関係</p> <p>(1) ※1 政策統括官増設の日とする。</p> <p>(2) ※2 中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化に伴う増員のための改正定員令施行の日とする。</p>

別表1 常勤職員

府省 内閣府（内閣本府等）

会計 エネルギー対策特別会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
(電源開発促進勘定) 内閣本府	(内閣府所管) 事務取扱費	行政職俸給表(一)	(内閣本府)	62		-	2	1	10	10	18	10	10	1	-			
				62			2	1	10	10	18	10	10	1				
				課 長	2			2										
				室 長	1				1									
				課長補佐	19					1	6	12						
				係 長	18								9	9				
				専門職	21					9	4	6	1	1				
				一般職員	1											1		
				指定職俸給表		1												
				(内閣本府)		1												
		政策統括官		1														

備考

電源開発促進勘定/事務取扱費の欄関係
行政職俸給表(一)の「課長」とは、参事官をいい、「室長」とは、企画官をいう。

別表1 常勤職員

府省 内閣府（内閣本府等）

会計 年金特別会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 ／ 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項			
（子ども・子育て 支援勘定） 内閣本府	（内閣府所 管） 業務取扱費	行政職俸給表（一）		31		-	-	2	3	6	5	4	9	2	-				
				（内閣本府）	31				2	3	6	5	4	9	2				
				課 長	1				1										
				室 長	3				1	2									
				課 長 補 佐	9					1	5	3							
				係 長	13									4	9				
				専 門 職	3							1	2						
				一 般 職 員	2												2		
備考																			
子ども・子育て支援勘定/業務取扱費の欄関係 「課長」とは、参事官をいい、「室長」には、企画官を含む。																			

府省 内閣府 (公正取引委員会)

会計 一般会計

組織	項	俸給表	職名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				総数														
公正取引委員会	公正取引委員会	行政職俸給表 (一)		878		6	13	19	27	90	133	99	307	137	47			
		課長	20		6	12	2										8級: 4月1日から※の前日までは1	
		室長	30				15	15									8級: 4月1日から※の前日までは16	
		課長補佐	69						5	22	42							
		係長	120										25	93	2			
		主任	1												1			
		専門職	541								53	66	74	214	134		6級: 4月1日から※の前日までは52 5級: 4月1日から※の前日までは53 4級: 4月1日から※の前日までは80 3級: 4月1日から※の前日までは193 2級: 4月1日から※の前日までは113	
		地方事務所長	3			1	2											
		地方事務所課長	32								13	19						
		同総務管理官	3							3								
		同審査統括官	2							2								
		支所長	2							2								
		支所課長	8								2	6						
		一般職員	47														47	
		行政職俸給表 (二)		4									1	2	1	-	-	
			技能労務職員	4									1	2	1			
		医療職俸給表 (三)		1							-	-	-	-	-	1	-	
			看護師	1												1		
		専門スタッフ職俸給表		2										-	2	-	-	
			専門職	2											2			
指定職俸給表		13																
	事務総長	1																
	局長	2																

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				総数												
			総 括 審 議 官	1												
			政 策 立 案 総 括 審 議 官	1												
			部 長	2												
			審 議 官	2												
			審 査 管 理 官	2												
			地 方 事 務 所 長	2												

備考

1 公正取引委員会/公正取引委員会の欄関係

- (1) 行政職俸給表(一)の「課長」には、参事官、審査長、訟務官及び特別審査長を、「室長」には、企画官、上席企業結合調査官、上席下請取引検査官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官を、「地方事務所課長」には、経済取引指導官を含む。
- (2) 指定職俸給表の適用を受ける「部長」、「審議官」、「審査管理官」又は「地方事務所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。

2 補足事項の※関係

中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化に伴う増員のための改正定員令施行の日とする。

府省 厚生労働省

会計 一般会計

組織	項	俸給表	職名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				総数														
厚生労働本省	厚生労働本省共通費	行政職俸給表(一)		3,796		36	71	139	197	632	843	171	1,500	67	140			
		課長	108		36	62	10										8級：4月1日から※1の前日までは8	
		室長	119			6	101	12									8級：4月1日から※1の前日までは105 7級：4月1日から※1の前日までは14、 ※1から9月30日までは11	
		課長補佐	1,089						154	406	529						7級：4月1日から※1の前日までは156 6級：4月1日から※1の前日までは399 5級：4月1日から※1の前日までは512、 ※1から9月30日までは517	
		係長	1,422										61	1,361			4級：4月1日から※1の前日までは68、 ※1から9月30日までは65 3級：4月1日から※1の前日までは 1,326、※1から9月30日までは1,341	
		主任	35											1	34			
		専門職	850			3	28	31	226	314	110	138					8級：4月1日から※1の前日までは29 7級：4月1日から9月30日までは32 6級：4月1日から9月30日までは225 5級：4月1日から※1の前日までは296、 ※1から9月30日までは299 4級：4月1日から※1の前日までは131、 ※1から9月30日までは130 3級：4月1日から※1の前日までは116、 ※1から9月30日までは117	
		一般職員	173												33	140		
		行政職俸給表(二)		30								4	6	20	-	-		
			技能労務職員	30								4	6	20				
		医療職俸給表(一)		4									-	-	-	3	1	
			医師	4												3	1	
		医療職俸給表(二)		8					-	-	-	-	-	-	1	7	-	
			薬剤師	1												1		
			歯科衛生士	4											1	3		
			医療技術職員	3												3		
		医療職俸給表(三)		3							-	-	-	-	3	-	-	
			看護師長	3											3			

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
		専門スタッフ職俸給表		41								4	21	13	3			
			専 門 職	41									4	21	13	3		
			指定職俸給表		43													
				事 務 次 官	1													
				厚生労働審議官	1													
				医 務 技 監	1													
				官房長、局長	12													
				政策統括官	3													
				総括審議官	2													
				危機管理・医務 技術総括審議官	1													
				政策立案 総括審議官	1													
				公文書監理官	1													
				部 長	2													
		審 議 官	18													4月1日から※1の前日までは17		
検疫所	検疫所共通費	行政職俸給表（一）		576		-	1	6	13	17	45	116	142	141	95			
			次 長	13			1	6	6									
			課 長、室長	27						7	16	4						
			課 長 補 佐	23								8	15					
			支 所 課 長	14								9	5					
			係 長	144									7	137				
			主 任	99										5	94			
			専 門 職	114							1	24	89					
			一 般 職 員	142											47	95		
			行政職俸給表（二）		3							-	-	3	-	-		
		技能労務職員	3									3						

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
		専門行政職俸給表		525				-	-	3	21	42	108	125	226		
		企 画 調 整 官		3							1	2					
		セ ン タ ー 長		2							2						
		課 長、室 長		82								19	42	21			
		支 所 課 長		19										19			
		専 門 職		419										68	125	226	
		医療職俸給表（一）		79								1	10	25	32	11	
		所 長		12								1	10	1			
		企 画 調 整 官		2										2			
		課 長		14										11	3		
		支 所 長		14										11	3		
		支 所 課 長		1											1		
		出 張 所 長		11											11		
		専 門 職		5											5		
		検 疫 医 官		20											9	11	
		医療職俸給表（二）		1					-	-	-	-	-	1	-	-	
		医 療 技 術 職 員		1											1		
		医療職俸給表（三）		272						-	-	-	1	33	238	-	
		看 護 師 長		29										29			
		専 門 職		5									1	4			
		看 護 師		238											238		
		指定職俸給表		1													
		所 長		1													
		行政職俸給表（一）		182			-	-	3	3	18	12	34	89	18	5	
		部 長		6					3	3							

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
			課 長	26						18	8					
			課 長 補 佐	21							4	17				
			係 長	77								17	54	6		
			主 任	39									29	10		
			技 術 職 員	6									6			
			一 般 職 員	7										2	5	
		行政職俸給表 (二)		943							4	51	368	520	-	
			技能労務職員	943							4	51	368	520		
		海事職俸給表 (二)		5						-	1	4	-	-	-	
			小型船舶船員	5							1	4				
		教育職俸給表 (二)		14									-	14	-	
			養成所講師	14										14		
		医療職俸給表 (一)		141							-	24	55	39	23	
			所 長	8								8				
			副 所 長	13								11	2			
			医 長	65								5	51	9		
			医 師	55									2	30	23	
		医療職俸給表 (二)		258				-	4	3	26	38	46	137	4	
			薬 剤 科 長	13					4	3	6					
			薬 剤 師	22							11	1	6	4		
			診療エックス線 技 師	17							1	7	8		1	
			医療技術職員	206							8	30	32	133	3	
		医療職俸給表 (三)		1,123					-	4	13	81	98	905	22	
			総 看 護 師 長	13						4	9					
			副 総 看 護 師 長	13							4	9				

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
			看 護 師 長	170								72	98				
			看 護 師	927											905	22	
		福祉職俸給表			50						-	-	-	9	38	3	
			専 門 職	13										9	4		
			技 術 職 員	37											34	3	
		指定職俸給表			5												
			所 長	5													
厚生労働本 省試験研究 機関	厚生労働本 省試験研究 所共通費	行政職俸給表（一）			183		-	3	-	4	9	17	41	84	16	9	
		（国立医薬品食品 衛生研究所）			27			1		1	2	2	7	10	4		
			部 長	1			1										
			課 長	3					1	2							
			課 長 補 佐	3								2	1				
			係 長	12										6	6		
			主 任	4											4		
			一 般 職 員	4												4	
		（国立保健医療 科学 院）			31			1		1	2	3	12	11	1		
			部 長	1			1										
			課 長	3					1	2							
			課 長 補 佐	8								3	5				
			係 長	16										7	9		
			主 任	2											2		
			一 般 職 員	1												1	
		（国立社会保障・ 人口問題研究所）			10					1		1	2	3	3		
	課 長	1						1									
	課 長 補 佐	1								1							

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
			係 長	4								2	2			
			主 任	1									1			
			一 般 職 員	3										3		
			(国立感染症 研 究 所)	115			1		1	5	11	20	60	8	9	
			部 長	1			1									
			課 長	7					1	5	1					
			課 長 補 佐	10							3	7				
			係 長	60								6	54			
			主 任	12									6	6		
			専 門 職	14							7	7				
			一 般 職 員	11										2	9	
		行政職俸給表 (二)		1							-	1	-	-	-	
		(国立感染症 研 究 所)		1								1				
		技能労務職員		1								1				
		研究職俸給表		891						-	214	206	439	32	-	
		(国立医薬品食品 衛 生 研 究 所)		173							73	50	41	9		
		センター長		1							1					
		部長等研究員		163							72	50	41			
		研 究 員		9										9		
		(国立保健医療 科 学 院)		79							30	26	21	2		
		部長等研究員		77							30	26	21			
		研 究 員		2										2		
		(国立社会保障・ 人 口 問 題 研 究 所)		41							11	11	15	4		
		部長等研究員		37							11	11	15			
		研 究 員		4										4		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
			(国立感染症研究所)	598							100	119	362	17				
			センター長	10							10							
			部長等研究員	571								90	119	362				
			研究員	17											17			
		指定職俸給表				7												
		(国立医薬品食品衛生研究所)				2												
		所 長				1												
		副 所 長				1												
		(国立保健医療科学院)				2												
		院 長				1												
		次 長				1												
		(国立社会保障・人口問題研究所)				1												
		所 長				1												
		(国立感染症研究所)				2												
所 長				1														
副 所 長				1														
国立更生支援機関	国立更生支援機関共通費	行政職俸給表(一)		127		-	4	6	6	14	15	41	32	7	2			
		(国立児童自立支援施設)		16			2	1		2	1	1	8	1				
		院 長		2			2											
		次 長		1				1										
		課 長		2							2							
		課 長 補 佐		1								1						
		係 長		8									1	7				
		主 任		1										1				
		一 般 職 員		1												1		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
			(国立障害者リハビリテーションセンター)	111			2	5	6	12	14	40	24	6	2	
			部 長	7			1	4	2							
			国立光明寮長	3				1	2							
			国立保養所長	1					1							
			国立福祉型障害児入所施設園長	1			1									
			課 長	11					1	9	1					
			課 長 補 佐	13							6	7				
			係 長	42								19	23			
			主 幹	1						1						
			専 門 職	16						1	4	11				
			教 官	13						1	3	3	1	5		
			一 般 職 員	3										1	2	
		行政職俸給表 (二)		8							-	4	4	-	-	
			(国立児童自立支援施設)	2									2			
			技能労務職員	2									2			
			(国立障害者リハビリテーションセンター)	6								4	2			
			技能労務職員	6								4	2			
		教育職俸給表 (二)		58									1	57	-	
			(国立障害者リハビリテーションセンター)	58									1	57		
			教 務 統 括 官	1									1			
			課 長	4										4		
			教 官	53										53		
		研究職俸給表		36						-	6	6	11	13	-	
			(国立障害者リハビリテーションセンター)	36							6	6	11	13		
			研 究 所 長	1							1					

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
			部長等研究員	22							5	6	11			
			研 究 員	13										13		
		医療職俸給表（一）		28							-	2	14	11	1	
		（国立児童自立支援施設）		2									1	1		
		課 長		2									1	1		
		（国立障害者リハビリテーションセンター）		26								2	13	10	1	
		病 院 長		1								1				
		副 院 長		1								1				
		部 長		6									6			
		課 長		2									2			
		医 長		14									5	9		
		医 師		2										1	1	
		医療職俸給表（二）		95				-	-	1	6	12	27	49	-	
		（国立児童自立支援施設）		10									4	6		
		医療技術職員		10									4	6		
		（国立障害者リハビリテーションセンター）		85						1	6	12	23	43		
		薬 剤 科 長		1						1						
		薬 剤 師		1								1				
		診療エックス線技師		2								1	1			
		医療技術職員		81							6	10	22	43		
		医療職俸給表（三）		108					-	1	1	2	15	89	-	
		（国立児童自立支援施設）		2										2		
		看 護 師		2										2		
		（国立障害者リハビリテーションセンター）		106						1	1	2	15	87		
		総看護師長		1						1						

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
			副総看護師長	1							1							
			看護師長	17									2	15				
			看護師	85											85			
			保健師	2											2			
		福祉職俸給表				217						1	35	73	30	52	26	
		(国立児童自立支援施設)				48						1	13	14	8	12		
		課長				6						1	4	1				
		専門職				42							9	13	8	12		
		(国立障害者リハビリテーションセンター)				169							22	59	22	40	26	
		課長				13							12	1				
		専門職				156							10	58	22	40	26	
		指定職俸給表				2												
		(国立障害者リハビリテーションセンター)				2												
		総長				1												
局長				1														
地方厚生局	地方厚生局 共通費	行政職俸給表(一)		1,435		2	14	16	36	202	411	353	258	89	54			
		支局長		1			1											
		部長		15		2	9	3	1									
		部次長		3					3									
		管理官		19			4	13	2									
		支所長		1					1									
		課長		125					29	90	6							
		課長補佐		47							41	6						
		係長		129									12	117			3級：4月1日から9月30日までは109	
		主任		25											25			

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
			社会保険審査官	103						30	51	22						
			情 報 官	25						3	20	2						
			鑑 定 官	10							4	2	4					
			麻 薬 取 締 官	211									42	78	52	39	3級：4月1日から9月30日までは75 1級：4月1日から9月30日までは34	
			分 室 長	39							39							
			分 室 課 長	78							4	74						
			同 課 長 補 佐	6								2	4					
			同 係 長	49										49				
			専 門 職	522								32	215	261	14		4級：4月1日から9月30日までは250	
			一 般 職 員	27											12	15		
		専門行政職俸給表				64				-	-	-	3	7	38	16	-	
			課 長	7									3	4				
			専 門 職	57										3	38	16		2級：4月1日から9月30日までは15
		医療職俸給表（一）				134							-	13	72	49	-	
			指 導 医 療 官	123										13	67	43		
			専 門 職	11											5	6		
		専門スタッフ職俸給表				2									-	-	2	-
			専 門 職	2												2		
		指定職俸給表				7												
			局 長	7														
		都道府県労働局	都道府県労働局共通費	行政職俸給表（一）		12,185		3	29	29	179	1,359	2,555	3,442	2,881	1,509	199	
				局 長	38		3	24	9	2								
				部 長	144			5	16	34	89							
総務調整官	9							3	6									
課 長	277									213	59	5						

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				総数												
			課 長 補 佐	387							290	97				
			係 長	411								108	303			
			主 任	151									1	150		
			専 門 職	1,674						293	337	531	513			4級：4月1日から9月30日までは541 3級：4月1日から9月30日までは503
			労働基準監督官	161						34	94	32	1			5級：4月1日から9月30日までは84
			労働基準監督署長	321				3	67	247	4					
			労働基準監督署副署長	152						101	51					
			同 課 長	579							163	414	2			
			同 係 長	3									3			
			同 主 任	1									1			
			同 支 署 長	4						2	2					
			同 支 署 課 長	4								4				
			同 専 門 職	243								7	188	48		3級：4月1日から9月30日までは198 2級：4月1日から9月30日までは38
			同 労働基準監督官	1,734							439	153	446	538	158	3級：4月1日から9月30日までは421 1級：4月1日から9月30日までは60、10月1日から※2の前日までは106
			公共職業安定所長	436				1	73	320	42					
			公共職業安定所次長	217						54	148	15				
			同 課 長	449							207	242				
			同 係 長	317									279	38		
			同 主 任	44									20	24		
			同 出張所長	95							91	4				
			同 専 門 職	4,255							628	1,830	1,124	673		
			一 般 職 員	79										38	41	
		指定職俸給表		9												
			局 長	9												

備考

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
				級 総数													
1	厚生労働本省/厚生労働本省共通費の欄関係																
	(1) 行政職俸給表(一)の「課長」には、参事官及び労働市場センター業務室長を、「室長」には、調査官、企画官、管理官、対策官、指導官、統計官、政策立案・評価推進官、調整官、年金数理官及び審査解析官を含む。																
	(2) 指定職俸給表の適用を受ける「公文書監理官」、「部長」又は「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。																
2	検疫所/検疫所共通費の欄関係																
	(1) 行政職俸給表(一)の「課長、室長」には、上席空港検疫管理官を、「課長補佐」には、支所課長補佐を、「係長」には、支所係長及び出張所係長を含む。																
	(2) 専門行政職俸給表の「課長、室長」には、輸入食品中央情報管理官(5級(1))、統括検査官(5級(2)、4級(15))、港湾衛生評価分析官(4級(1))、輸入食品監督官(4級(9))、感染症検査管理官(4級(1))及び感染症検査監督官(4級(7))を、「支所課長」には、統括食品監視官(3級(2))を含む。																
	(3) 指定職俸給表の適用を受ける「所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で医療職俸給表(一)の5級に設定されるものとする。																
3	国立ハンセン病療養所/国立ハンセン病療養所共通費の欄関係																
	(1) 行政職俸給表(一)の「課長」には、事務長を、「課長補佐」には、室長及び事務長補佐を含む。																
	(2) 医療職俸給表(二)の「診療エックス線技師」には、診療放射線技師長(5級(1)、4級(7)、3級(5))を、「医療技術職員」には、栄養班長(5級(1)、4級(2)、3級(2))、栄養管理室長(5級(3)、4級(1)、3級(1))及び臨床検査技師長(5級(4)、4級(8)、3級(1))を含む。																
	(3) 医療職俸給表(三)の「看護師長」には、副看護師長(3級(67))を含む。																
	(4) 福祉職俸給表の「専門職」の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が「技術職員」の2級に設定されるものとする。																
	(5) 指定職俸給表の適用を受ける「所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で医療職俸給表(一)の5級に設定されるものとする。																
4	厚生労働本省試験研究所/厚生労働本省試験研究所共通費の欄関係																
	(国立医薬品食品衛生研究所関係) 指定職俸給表の適用を受ける「副所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。																
	(国立保健医療科学院関係) 指定職俸給表の適用を受ける「次長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。																
	(国立社会保障・人口問題研究所関係) 指定職俸給表の適用を受ける「所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。																
	(国立感染症研究所関係) 指定職俸給表の適用を受ける「副所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。																
5	国立更生援護機関/国立更生援護機関共通費の欄関係																
	(国立児童自立支援施設関係) 福祉職俸給表の「専門職」には、主任副寮長(3級(2))を含む。																
	(国立障害者リハビリテーションセンター関係) (1) 行政職俸給表(一)の「部長」には、企画調整官を、「課長補佐」には、国際協力室長、支援機器イノベーション情報・支援室長、養成主事及び研修主事を含む。																
	(2) 医療職俸給表(三)の「看護師長」には、副看護師長(3級(8))を含む。																
	(3) 福祉職俸給表の「専門職」には、自動車訓練室長、就労相談室長、発達障害支援室長、特別指導室長、地域療育指導室長、主任児童指導員(3級(2)、2級(5))、主任保育士(3級(2)、2級(4))、介護福祉士長(3級(2))及び主任介護福祉士(2級(10))を含む。																
	(4) 指定職俸給表の適用を受ける「局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。																
6	地方厚生局/地方厚生局共通費の欄関係																

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級												補足事項	
				11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
				総数													
<p>(1) 行政職俸給表（一）「部次長」には密輸・広域事犯管理官を、「課長」には、麻薬取締部分室長、沖縄分室長及び調査総務室長を、「社会保険審査官」には、総括社会保険審査官（6級(8)）を含む。</p> <p>(2) 医療職俸給表（一）の「指導医療官」には、統括指導医療官（4級(13)、3級(5)）を含む。</p> <p>(3) 指定職俸給表の適用を受ける「局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。</p> <p>7 都道府県労働局/都道府県労働局共通費の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表（一）の「部長」には、雇用環境・均等室長を、「課長」には、室長を、「労働基準監督官」には、専門監督官（6級(11)、5級(3)）、特別司法監督官（6級(21)、5級(36)）、統括特別監督官（6級(2)）、特別監督官（5級(23)、4級(32)）及び地方過重労働特別監督監理官（5級(32)）を、「労働基準監督署課長」には、過重労働調査官（5級(36)）を、「労働基準監督署労働基準監督官」には、主任監督官（5級(439)、4級(83)）及び副主任監督官（4級(5)）を含む。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。</p> <p>8 補足事項の※関係</p> <p>(1) ※1 大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官設置の日とする。</p> <p>(2) ※2 同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制の強化に伴う増員のための改正定員令施行の日とする。</p>																	

別表1 常勤職員

府省 厚生労働省

会計 労働保険特別会計

組織	項	俸給表	職名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				級 総数														
(労災勘定)	業務取扱費	行政職俸給表(一)		2,734		1	2	5	12	111	616	519	882	346	240			
		(本省)		132		1	2	5	12	20	3	15	41	10	23			
		課長		3		1	2											
		室長		3				3										
		課長補佐		14					8	6								
		係長		40									9	31				
		主任		9										1	8			
		専門職		38				2	4	14	3	6	9					
		一般職員		25											2	23		
		(都道府県労働局)		2,602						91	613	504	841	336	217			
		課長		54						30	22	2						
		課長補佐		22							22							
		係長		86									17	69				
		主任		1										1				
		専門職		599						54	401	128	16					4級：4月1日から9月30日までは123
		労働基準監督官		20							10	10						
		労働基準監督署副署長		59						7	50	2						
		同課長		350							79	271						
		同係長		250										250				
		同主任		1										1				
同支署課長		4									4							
同支署係長		1										1						
同専門職		685								29	70	461	125			3級：4月1日から9月30日までは466 2級：4月1日から9月30日までは120		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項				
			労働基準監督署 労働基準監督官	467									42	210	215					
			一 般 職 員	3											1	2				
		専門スタッフ職俸給表			2									-	2	-	-			
		(本 省)			2										2					
		専 門 職			2										2					
		指定職俸給表			1															
		(本 省)			1															
		審 議 官			1															
		(雇用勘定)	業務取扱費	行政職俸給表(一)		6,054			-	2	9	17	167	440	1,642	3,094	641	42		
				(本 省)		63				2	3	6	12	3	16	14	6	1		
				課 長		2				2										
				課 長 補 佐		11						3	6	2						
				係 長		24										12	12			
				主 任		6												6		
専 門 職				19					3	3	6	1	4	2						
一 般 職 員				1														1		
(都 道 府 県 労 働 局)				5,991					6	11	155	437	1,626	3,080	635	41				
部 長				48					6	11	31									
課 長				49							49									
課 長 補 佐				98								36	62							
係 長				824										17	807					
主 任				1											1					
専 門 職		701							48	155	277	221								
公共職業安定所 次 長		107							27	79	1									
同 課 長		414								88	326									

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項			
		公共職業安定所係	同 主 任	623									513	110					
			同 専 門 職	25										24	1				
			一 般 職 員	2,981								79	943	1,514	445				
			一 般 職 員	120												79	41		
		専門スタッフ職俸給表			2									-	1	1	-		
		(本 省)			2										1	1			
		専 門 職			2										1	1			
(徴収勘定)	業務取扱費	行政職俸給表 (一)		676			-	1	1	1	39	37	220	365	3	9			
		(本 省)		23				1	1	1	4	2	3	5	2	4			
		課 長		1				1											
		室 長		1					1										
		課 長 補 佐		3						1	2								
		係 長		7										2	5				
		専 門 職		5								2	2	1					
		一 般 職 員		6													2	4	
		(都 道 府 県 労 働 局)		653								35	35	217	360	1	5		
		課 長		43								35	8						
		課 長 補 佐		102									26	76					
		係 長		269										65	204				
		主 任		1													1		
		専 門 職		233									1	76	156				
一 般 職 員		5														5			

備考

1 労災勘定/業務取扱費の欄関係
(本省関係)

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
<p>指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。</p> <p>（都道府県労働局関係） 行政職俸給表（一）の「労働基準監督官」には、専門監督官（5級（10）、4級（7））を含む。</p> <p>2 雇用勘定/業務取扱費の欄関係 （都道府県労働局関係） 行政職俸給表（一）の「課長」には、室長を含む。</p> <p>3 徴収勘定/業務取扱費の欄関係 （都道府県労働局関係） 行政職俸給表（一）の「課長」には、室長を含む。</p>																

別表1 常勤職員

府省 厚生労働省

会計 年金特別会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				級 総数														
(業務勘定)	業務取扱費	行政職俸給表(一)		382		-	2	4	19	45	116	64	114	15	3			
			(本省)	170			2	4	7	34	49	16	55	1	2			
			課長	2			2											
			室長	4				4										
			課長補佐	81						7	32	42					5級：4月1日から9月30日までは40	
			係長	60									12	48				
			専門職	20							2	7	4	7			4級：4月1日から9月30日までは6 3級：4月1日から9月30日までは5	
			一般職員	3											1	2		
			(地方厚生局)	212							12	11	67	48	59	14	1	
			課長	26							12	8	6					
			課長補佐	26									26					
			係長	62										6	56			
			分室長	3								3						
			専門職	80									35	42	3			
一般職員	15												14	1				
備考																		

閣人行第120号

令和4年11月15日

人事院事務総長 松尾恵美子 殿

内閣人事局長 栗生俊一

中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化及び同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制の強化に伴う職務の級の定数の設定・改定について

中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化及び同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制の強化に伴う職務の級の定数の設定・改定について、組織管理の観点から、新規増員及び振替査定案を示してきたところですが、職員の適正な勤務条件確保の観点からの人事院の意見を求めます。

参考

1. 中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制の強化関係

【内閣府関係】

(沖縄総合事務局)

- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 3級) の定数の増 (1)

【公正取引委員会関係】

(公正取引委員会)

- ・ 課長 (行政職俸給表 (一) 8級) の定数の増 (1)
- ・ 室長 (行政職俸給表 (一) 8級) の定数の減 (Δ 1)
- ・ 室長 (行政職俸給表 (一) 7級) の定数の増 (1)
- ・ 室長 (行政職俸給表 (一) 7級) の定数の減 (Δ 1)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 6級) の定数の増 (1)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 5級) の定数の増 (1 4)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 4級) の定数の増 (4)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 3級) の定数の増 (2 4)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 2級) の定数の増 (7)

2. 同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制の強化関係

【厚生労働省関係】

(都道府県労働局)

- ・ 労働基準監督署労働基準監督官
(行政職俸給表 (一) 1級) の定数の増 (5 2)